

遺族基礎年金

国民年金に加入している方などが亡くなられた時、その方によって生計を維持されていた子のある配偶者または子に支給されます。

○子の要件

- ① 18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子
- ② 20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子(婚姻していない場合に限る)

○保険料納付要件

死亡日の前々月までの国民年金の加入期間の内、保険料を納めた期間(免除期間を含む)が3分の2以上あること。(令和8年3月31日以前に亡くなられた場合には、上記の保険料納付要件を満たしていなくても、死亡日の前々月までの1年間に保険料の未納期間がないこと。)

○受給額 [令和5年度額]

給付内訳		基本額	加算額	合計(年額)
子のある配偶者の場合	子ども1人	795,000円	228,700円	1,023,700円
	子ども2人	795,000円	457,400円	1,252,400円
子の場合	子ども1人	795,000円	0円	795,000円
	子ども2人	795,000円	228,700円	1,023,700円

※3人目以降の子どもについては、1人につき76,200円が加算されます。
なお、夫または妻に年金が支給される場合は、その子には支給されません。



● 問い合わせ窓口 ● 岐阜南年金事務所 ☎ 273-6161

遺族厚生(共済)年金

厚生年金に加入していた方が亡くなられた時など、その方に生計を維持されていた妻や子どもなどの遺族に対して支給されます。

なお、妻以外の遺族は、次の要件に該当する必要があります。

- ① 子と孫については、18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していないこと、あるいは20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級であること(婚姻していない場合に限る)。
- ② 夫、父母、祖父母については、55歳以上であること(支給開始は60歳から。ただし、夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限り、遺族厚生年金も併せて受給できます)。

● 問い合わせ窓口 ● 岐阜南年金事務所 ☎ 273-6161



寡婦年金

国民年金の第1号被保険者・任意加入の被保険者として、国民年金の保険料納付済期間等(免除期間を含む)が25年以上ある夫が、老齢基礎年金などを受けずに亡くなった場合、10年以上婚姻期間があり、夫に生計を維持されていた妻に対し、60歳から65歳になるまでの間支給されます。

○年金額 夫が受けられるはずの老齢基礎年金額の4分の3



● 問い合わせ窓口 ● 岐阜南年金事務所 ☎ 273-6161